

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、<u>同号に掲げる者</u>については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社のうち、当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、この号の届出の時に<u>おける</u>資本金の額が五億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者</p> <p>十八～二十二 （略）</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。以下この号及び次号に</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、<u>第十五号に掲げる者</u>については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社のうち、当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、<u>最近事業年度の末日に</u>おける資本金の額が五億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者</p> <p>十八～二十二 （略）</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。以下この号及び次号に</p>

において同じ。)として取引を行う場合に限る。)

イ 当該届出を行おうとする日の直近の日(以下この条において「直近日」という。)における当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ (略)

二十四(二十六) (略)

2 その発行の際にその取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。)が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合(当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過している場合を除く。)には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者

において同じ。)として取引を行う場合に限る。)

イ 当該届出を行おうとする日の直近の日(以下この号、次号及び第六項において「直近日」という。)における当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ (略)

二十四(二十六) (略)

2 その発行の際にその取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。)が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合(当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過している場合を除く。)には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者

で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項の規定を適用する。

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六

号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日まで又は十月一日から一月を経過する日までの間に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 第一項第九号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者

イ 商号又は名称

ロ 代表者の役職名及び氏名

ハ 本店又は主たる事務所の所在地

ニ 第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所（第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者に限る。）

で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六

号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この項、第六項及び第七項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで又は七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

二 第一項第十七号、第二十一号及び第二十二号に掲げる者に係る届出者

イ 有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない者に該当する場合  
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十条の規定により有価証券報告書を提出しなければならない

ホ 適格機関投資家の種別（第一項各号の種別をいう。第三号ホにおいて同じ。）

ヘ この号の届出の時ににおける資本金若しくは出資の額又は基金の総額（第一項第十七号及び第二十五号に掲げる者に係る届出者に限る。）

ト 外国において行っている業務及び当該業務の根拠となる法令（第一項第二十五号に掲げる者に係る届出者に限る。）

二 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者

イ 名称

ロ 代表者の役職名及び氏名

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表（厚生年金基金令第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。）

における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額又は最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表（確定給付企業年金法施行規則第百十七条第三項第一号の規定により提出されたものに限る。）における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額及び支払備金の金額の合計額を控除した額

三 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者の役職名及び氏名（第一項第二十三号に掲げる者に係

ならない財務局長又は福岡財務支局長

ロ イ以外の場合 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

三 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

四 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）に係る届出者 当該届出者の本店の所在地又は住所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長

五 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者 関東財務局長

る届出者に限る。)

ハ 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

ニ 第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）である届出者に限る。）

ホ 適格機関投資家の種別並びに第一項第二十三号イ若しくはロのいずれに該当するか、別又は同項第二十四号イ若しくはロのいずれに該当するか、別

ヘ 直近日において保有する有価証券の残高

4 届出者は、前項に規定する書面を次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

二 第一項第十七号、第二十一号及び第二十二号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める財務局長又は福岡財務支局長

イ 有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない者に該当する場合  
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第

（新設）

五号) 第二十条の規定により有価証券報告書を提出しなければ  
ならない財務局長又は福岡財務支局長

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該届出者の本店(第一項第二  
十二号に掲げる者に係る届出者にあつては、信託業法第五十三  
条第一項に規定する主たる支店)又は主たる事務所の所在地を  
管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内に  
ある場合にあつては、福岡財務支局長)

三 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の主たる  
事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局  
の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)

四 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者(非居住者を除く  
。 )に係る届出者 当該届出者の本店若しくは主たる事務所の所  
在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財  
務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)

五 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者(非居住者に限る  
。 )並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出  
者 関東財務局長

5 第三項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当す  
ることとなる期間は、当該届出が一月一日から一月を経過する日ま  
での間に行われた場合はその日の属する年の三月一日から二年を経  
過する日まで、四月一日から一月を経過する日までの間に行われた  
場合はその日の属する年の六月一日から二年を経過する日まで、七  
月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属

4 前項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当する  
こととなる期間は、当該届出が一月一日から一月を経過する日ま  
での間に行われた場合はその日の属する年の三月一日から二年を経  
過する日まで、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場  
合はその日の属する年の九月一日から二年を経過する日までとする  
。

する年の九月一日から二年を経過する日まで及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の十二月一日から二年を経過する日までとする。

6 第三項の規定により届出を行った者は、前項に規定する適格機関投資家に該当することとなる期間において、当該届出に係る事項（第三項第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ又は第三号イ若しくはハに掲げる事項に限る。）に変更があつた場合には、遅滞なく、書面によりその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

7 第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第四項中「前項に規定する書面」とあるのは、「変更の内容を記載した書面」と読み替えるものとする。

8 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、四月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の六月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の十二月一日までに、当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、適格機関投資家に該当する期間（第五項に規定する期間をいう。）及び当該届出を行った者が第一項第二十三号口又は第二十四号口に該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

（新設）

（新設）

5 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに当該届出を行った者の氏名又は名称（第七項及び第八項の規定による代理する権限を有する者の氏名又は名称を含む。）、住所、適格機関投資家に該当する期間（前項に定める期間をいう。）及び当該届出を行った者が第一項第二十三号口又は第二十四号口に該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

9| 金融庁長官は、第六項の規定による届出が行われたときは、遅滞なく、届出のあった事項を官報に公告しなければならない。

10| (略)

11| 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）

（）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者は、本邦内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する者であつて、第三項及び第六項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

12| 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）

（）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者は、本邦内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する者であつて、当該者が取得した有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券に限る。）に係る法第二十三条の十三第一項の規定による告知及び同条第二項の規定による書面の交付に関する一切の行為につき、当該者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(新設)

6| (略)

7| 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）

（）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者は、本邦内に住所を有する者であつて、第三項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

8| 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）

（）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該者が取得した有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券に限る。）に係る法第二十三条の十三第一項の規定による告知及び同条第二項の規定による書面の交付に関する一切の行為につき、当該者を代理する権限を有するものを定めなければならない。



## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、平成二十年五月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この府令による改正前の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（次項において「旧定義府令」という。）第十条第三項の規定により平成十八年七月一日以降に金融庁長官に届出を行った者（次項において「旧届出者」という。）は、当該届出に係る事項（この府令による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（第三項において「新定義府令」という。）第十条第六項の規定により、変更があつた場合に届出が必要となるものに限る。次項において「旧届出事項」という。）とこの府令の施行の日における当該事項が異なる場合には、この府令の施行の日に変更があつたものとして、遅滞なく、書面によりその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

2 旧届出者は、この府令の施行の日の翌日から旧定義府令第十条第四項の規定により適格機関投資家に該当することとなる期間の末日までの間に、旧届出事項に変更があつた場合には、遅滞なく、書面によりそ

の旨を金融庁長官に届け出なければならない。

3 新定義府令第十条第四項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第四項中「前項に規定する書面」とあるのは、「変更の内容を記載した書面」と読み替えるものとする。

4 金融庁長官は、第一項又は第二項の規定による届出が行われたときは、遅滞なく、届出のあった事項を官報に公告しなければならない。